



2024/4/11

北関東3県南部・千葉県北西部の企業 を対象とした法人破産事件の受任開始

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（さいたま市大宮区・代表弁護士森田茂夫）は、長年、中小企業支援に注力してきましたが、この度、中小企業に対する法律支援の観点から、令和6年（2024年）4月1日より、群馬・栃木・茨城の北関東3県南部と千葉県北西部の自治体（※）に所在する企業を対象に、法人破産を受任するサービスを開始しました。

これに合わせて、群馬・栃木・茨城の3県南部と千葉県北西部の対象となる自治体に所在する企業様は、電話、LINEでも相談が可能となります。

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所としては、この新サービス提供開始により、より一層中小企業の支援に注力していきます。

今後も、さらなる専門化、組織化を進め、常に顧客満足度の充足・向上を迫及する弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に今後ご期待ください。

※本サービスの対象となる自治体は、弁護士法人グリーンリーフ法律事務所の定める内規によります。

■概要■

法人名称：弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（埼玉弁護士会）

住所：〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
大宮JPビルディング14階

TEL：048-649-4631（代表）

FAX：048-649-4632

代表弁護士：森田茂夫

ホームページ：<https://www.saitama-bengoshi.com/>